社說

外交の運動費

米國の雜誌ネーシヨンの巴里通信に據れば土耳其政府は近頃十七種の佛國新聞紙に保護金を與へて其外交政略を助けしめたり同國の新聞紙中には彼のアルメニヤの虐殺事件を以て單に風說に過ぎずとして公衆を瞞着したるもの少なからずと云ふ抑も土耳其は半死半生の國にして腐敗を極むるものなり其財政の如きは不如意至極にして借財は返濟するを得ず兵士の給料をも仕拂ひ兼ぬる始末なるに尙ほ外交を怠らずして苦しき內より錢を奮發して歐洲の輿論を動さんとする其心掛や殊勝と云ふ可し我輩は今直に土耳其の筆法を其まゝ學ぶ可しと云ふには非ざれども我外交の前途を按じて此種の運動の甚だ大切なるを感ずるものなり日本は元來平和を愛するものにして其先年支那と戰ひたるは屢々彼國の爲めに辱められ且つ朝鮮は將に獨立を失ふて我立國の基礎を危うせんとしたるが故に萬已むを得ずして兵を動かしたるのみ自衞の外に他意なきは明白なれども此一擧以來歐米人の我に對する思想全く一變して是迄は只愛す可き一少年として過したるに今は或は油斷のならぬ國として自から警戒し或は嫉妬の情を催して我進路を遮らんとするものなきに非ず米國の商工業は行く〳〵日本の爲めに壓倒せらる可しなど稱して物論喧しき間に遂に彼の關稅改正案を見るに至りしは自から排日主義に出でたるものと云はざるを得ず又近頃布哇の政治家が頻りに日本の野心を吹聽して遂に我移民を拒絕したるは或は合併の口實に供したるの意味なきに非ざれども亦多少疑惧心に驅られたるの情なきにしも非ず其他米布の合併と云ひ濠洲の日本人排斥熱と云ひ朝鮮に於ける不如意と云ひ何れも我外交前途の困難を示すものに非ざるはなし[illegible]機敏の運動を要するは勿論にして[illegible]も亦費用を惜まずして其[illegible]を自由にするの[illegible]し外交とは即ち世界の政略にして種々樣々に利害の入亂れたる其間に立て虛々實々縱橫の策を施して以て我目的を遂せんとするものなれば事の困難は云ふまでもなきことにして唯表面に於て正々堂々是非を論爭するに止まらず裡面に立入りて竊に陰密の運動を試み表裡相應じて成功を期せざる可らず即ち機密費を要する所以にして內の[illegible]に就ても[illegible]の運動、[illegible]、[illegible]、操縱の[illegible]何れも少なからぬ運動費を要するの例にして若し[illegible]ならんと欲するものにして單に口舌に訴へ我[illegible]にして[illegible]の意見は非なりなど論辯するのみにて目的を達し得べしとせば[illegible]と云はざる可らず[illegible]千圓の[illegible]の運動に費さるゝもの[illegible]に依るものなり左れば外交上に[illegible]運動の必要なるは明白にして畢生能く外[illegible]の事情に[illegible]し殊に不利益なる事件の起らんとするとあれば[illegible]之に備ふるは勿論、事既に發した[illegible]も單に[illegible]角張たる[illegible]を唱ふるに止まらず[illegible]起[illegible]の紀課が[illegible]使[illegible]の[illegible]の艦隊は[illegible]州[illegible]を[illegible]沈し[illegible]頻に武威を張る其間に[illegible]は內々佛國の政治界に運動し議員をして軍費の支出を拒ましめたる爲め戰爭も自から中止と爲りしと云ふ支那の爲めには非常の幸福にして我に於ても學ぶ所なかる可らず彼の布哇事件の如き今は容易ならぬ問題と爲りたれども若しも機密費に乏しからずして事の未だ發せざるに先ち機敏に運動して布哇政治家の歡心を求めたらんには或は豫防の道もありしならん可し又米の關稅問題と云ひ合併條約と云ひ事、發表の後に於ても若しも曾紀澤の筆法に依らば別に施す可き手段なきに非ずと雖も何分にも費用乏しくして活潑に運動するを能はずとは遺憾と云ふ可し特に朝鮮の如き國柄に對しては變則の手段こそ大切なれ四角四面の理屈を唱へて京釜鐵道は我に許す可き筈なりとか木浦南浦は速に開かざる可らざるとか堂々と談判するのみにては糠に釘、何事も容易に埒明かざれども一旦裏口に廻はりて懇談密話せば意の如くなるもの多かる可し然るに我國從來の外交を見るに曾て此種の手段に心を勞したることなく何か事起れば起りし後に聞知して其始末に困却するのみ國民も亦見て以て常と爲し大に費用を投げて運動を自由ならしめんと欲するの意なきが如し外務省の機密費は僅に八萬圓に過ぎず以て何事も爲すに足らざるは明白なり新に公使領事を置て外交機關を擴張するは必要なれども其外交官をして活潑に運動せしむるは更らに必要なり碌々交際も出來ず又駐在國の事情を探ることも叶はず徒に館內に蟄居して天下の事は新聞紙に依て始めて之を知り知て後も別に手段を講ずること能はざる樣の次第にては迚も前途に橫はる幾多の障害を切拔けるを得ず戰後俄に困難を增したるは財政に非ず軍備にも非ずして實に外交なり當局者も國民も共に全力を擧て此一事に注がざる可らず我輩の切に勸告する所なり

○臺北疑獄事件の顛末（承前）

野間五造は吉之助より愈々買上決定の通知に接したれば是非中立銀行支店支配人の田村義次郎氏と口約せる位の價格を以て共一より讓渡さしめんと百方強制的の手段を施したるも共一の容易に受引かざるより馬場一が其間に立入りて周旋したる爲め同月四日三千四百圓にて賣買の談判調ひたり然るに右の家屋は實は共一所有の名義になり居れば五造は名前書換の爲めに日子を要し且つ直に代價をも辨濟せざるを得ざるを以て矢張り共一所有の名義の儘官に賣却せんとの考にて共一等は吉之助等と共謀の事を明さず同日其身が保證人と爲り共一を賣主となしたる虛僞の賣渡證即ち四千七百圓に賣却する旨を記したる草稿を示し共一をして其草稿の如き證書を認めしめたる上之を經理課へ差出し夫より吉之助共一と共に臺北縣廳に至りて登記の手續を終へたれば直に四千七百圓の請求書を經理課へ差出し吉之助景康は之を受稱きて仕拂命令國庫に附したるに都合好く通過して山口部長等の決判を得たれば五造は共一の[illegible]て官より四千七百圓を受取りたる上、差引[illegible]りたる一千三百圓の內七百圓を吉之助景[illegible]又共一は約定期限內に五造より家屋代價を[illegible]りしより代價授受の際に及び種々の苦情を唱へ[illegible]は先[illegible]の約定を全く[illegible]せん杯と言出せしかば馬場一が又々其間に入りたる末約定の價格より更に三百圓を增額し尙ほ第一項なる西門街家屋買取の件に於て儲けたる利益の幾分をも分與する旨を約束して事漸く落着せり（第三項）民政局事務官杉浦篤三郎は通信部計算課長の職に在りて同部各地方郵便電信局等にて使用する物品購買に關しては如何なる處置を爲すも己が方寸の中にあるが如き重要の職に居り、財務部經理課調度係長加藤景康は總督府內各部に於て使用する諸般の物品購入に就ては篤三郎と殆んど同樣の地位に在り殊に民政局吏員各宿舍營繕工事に就ては部下の主任丹生吉之助と通謀する場合には如何樣の處置を爲すも殆んど隨意なるが如き地位に居り、臨時土木部庶務課長亡竹田等は費用支出等の事に關しても常に其評議に與り同人にして其支出の必要を說けば隨分我が意見の行はれ得べき地位に居り又事務官三嶋敏數は前三名の職務とは餘り關係を有せざる財務部主計掛長の職に在りしも景康篤三郎とは從來最も懇親の間柄なりしかば此四名は總督府各部に出入する用達商と結託して不正の利を貪らんと企て昨年十月下旬臺北艋舺新起街二丁目なる篤三郎の宿舍に會合して種々密議を凝らしたる末大膽不敵にも左の如き不正の事柄を約定せり

一 通信部計算課財務部計理課に於て購入する總ての物品上納價格及經理課に於て設計施行する民政局各宿舍營繕工事の受負金額には多少上納品の性質又は受負工事の模樣により其割合を增減することあるべきも概して其金額の二割を標準とし各商人より差出さしむる事

一 商人に於ても普通所得する利益內より二割を差出さしむるは到底甘諾せざるべきにより商人共が常に上納する所の普通價格又は受負金額に二割を加算し而して其二割を包含せし金額を實際の見積金額の如くに裝ひ見積書又は請求書等を差出さしめ商人に於て金員領收の後其二割を交付せしむる事

一 商人より差出したる見積書又は請求書等は一旦同議に附し財務部長通信部長監督課長經理課長民政局長等の裁定を要すること故其虛僞の金額即ち普通價格に二割を加算せし金額なる事等が發覺せざる樣各自十分注意して取扱ふ事

一 所得金の增殖を圖る爲め篤三郎景康は爲し得る限り上位の者に對し物品購入の必要を說き以て購入を爲し尙ほ景康は吉之助を仲間に加へ同人と謀り各宿舍修繕等の必要を申立て盛に工事を起すことを務め而して經理課に於て設計施行する工事中金額の多額に上るものは臺灣事業費中より支出する事に相成り居る故其主管部即ち臨時土木部の同意を得ざれば施行する能はざるにより等は經理課より申出でたる工事に付ては務めて同意を表し費用に支出をなさしむる樣盡力する事

一 工事又は物品購入には一件にして金額の多額に上るものは競爭入札の手續を避け目的の遂行を期するが爲め從來の緊急工事の慣例に從ひ隨意契約を爲し得る限度內に金額を分割し而して商人共をして其分割せし金額を記載したる數通の見積書等を調製して差出さしむる事

一 通信部又は財務部へ從來出入する御用商人中より被告共と結託して事を行ふべき商人數名を選定し其以外の者は出入を禁ずる事

一 各商人より取得せし金員は其何れの部にて取得せしを問はず四名の間に平等分配の事

一 商人選定の點に付ては吉之助は總督府開始以來傭職し居るものにて入懇に致し居る商人數多あるにより其選定の事に就ては景康が引受け吉之助をして談判をなさしむる事（完）

○臺灣[illegible]
乃木總督の上京を
迭を發表し同時に
示して其改革を斷
總督上京後最早や
政局長に任ぜら
務次官に轉ぜざる
所に據れば乃木總
とするを京都に送
方ならず又水野民
云ふも意外の沙汰
ひを生じたるが如
懷なる忽ち氷釋
は水野氏の榮轉た
務次官として又適
は局長として不適
るが爲めに特に本
の理由を見出す能

○日佛の機業
本に於ける絹織物
各個人の家に廣く
の事情なきにあら
中日本に於て運轉
機は六十六萬四百
臺又は二三臺づし
名くべきものは比

○酒精の輸入
米酒精の輸入は非
以上の增加を示さ
せんとするの傾あ
を難じ之に反對す
力なる反對論と云
密造盛に行はるし
所は全く酒精輸入
際に行はれ難きと
たらんには論者の
置を顧みずして輕
誤れるものにして
ると同じく取るに

○支那の關稅
に關稅を改正する
輸入稅率を加倍せ
に記せしが今、
題に對する外國政
國政府に庫金數
の權を與へ且つ
は輸入稅率の加倍
中最も重要せるは
收入は漸次增加し
商埠に建し今後
上の收入を得るに
階の條件を容てめ

○豆州伊東村
郡伊東村大字岡に
の處に民有山林あ